

## 国立公園の保護

国立公園には原生的な自然だけでなく、森林や農地、集落などの多様な地域を含んでいます。そのために、保護のレベルを段階的に設定し、公園内で行うことができる行為を規制する計画を定めています。規制される行為の種類や規模は公園の地種区分に応じて定められ、特別保護地区、第1種～第3種特別地域、海域公園地区、普通地域の6つの地種区分を設けています。これにより自然環境や利用状況を考慮して、自然の保護と人の活動が両立できる仕組みになっています。

## 規制計画

強 規制	許可制	特別保護地区	◆公園の中で、特にすぐれた自然景観を保持し、最も厳しく行為が制限されます。
		第1種特別地域	◆特別保護地区に準ずる景観をもち、現在の景観を極力保護することが必要な地域。
		第2種特別地域	◆農林漁業活動について、努めて調整を図りながら景観を維持することが必要な地域。
		第3種特別地域	◆通常の農林漁業活動については規制のかわからない地域。
弱	届出制	普通地域	◆上記地域の保護のための緩衝地域。

### 海域公園地区・普通地域の規制内容

海域公園地区	①工作物の新設増築 (★漁業に必要なものを除く。以下、同じ) ②鉱物の採掘・土石の採取 (★) ③広告物の設置・掲出・表示等 (★) ④指定された動植物の捕獲殺傷 ⑤海面の埋立・干拓 ⑥海底の形状変更 (★) ⑦物の係留 (★) ⑧汚水・排水の排出 ⑨指定区域内での動力船使用
	普通地域 ※陸・海

国立公園内で、これらの行為を行う際は事前に下記の問い合わせ先までご相談ください。

海域公園地区：サンゴや熱帯魚などの優れた海中の景観を維持するための地区です。指定されたサンゴの採取や主に観賞用熱帯魚の捕獲が規制されますが、通常の漁業活動には規制がかりません。

普通地域：普通地域では、通常の農作業、林業、畜産業や日常生活を営むことにほとんど規制はかかりません。ただ、新たな農地の開拓や高さ13m以上の大規模建築物の設置などを行う際には、事前の届出が必要です。

### 特別保護地区・特別地域の規制内容

第1種特別地域	①工作物の新設増築 ②木竹の伐採 ③鉱物の採掘・土石の採取 ④河川・湖沼の水位水量の増減
第2種特別地域	⑤指定された湖沼への汚水排出等 ⑥広告物の設置・掲出・表示等 ⑦野外での物の集積・貯蔵 (指定物=土石・廃棄物等) ⑧水面の埋立・干拓
第3種特別地域	⑨土地の形状変更 ⑩指定された動物 (虫等)・植物の捕獲殺傷、放出 ⑪工作物等の色彩の変更 ⑫指定された区域への立入り、車馬等の乗り入れ
特別保護地区	特別地域の規制に加えて、 ⑬木竹の損傷 ⑭木竹の植栽 ⑮家畜放牧 ⑯野外での物の集積・貯蔵 ⑰火入れ・たき火 ⑱動植物の捕獲殺傷・採取損傷、落葉落枝採取、放出 ⑲道路等以外で車馬の乗り入れ ⑳指定された区域への立ち入り

地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、皆さんと一緒に国立公園の保護と適正な利用の両立を図っていきたく思いますので、今後ともよろしくお願いたします。



わがまちスポット  
田皆岬 (知名町田皆)  
沖永良部島の北西部にあり、東シナ海に突き出した岬は高さ51mの断崖絶壁。島内屈指の景勝地で、奄美十景の一つにもなっています。

### お問い合わせ先

【奄美大島、喜界島、与論島】奄美自然保護官事務所 (奄美野生生物保護センター) Tel 0997-55-8620

【徳之島、沖永良部島】徳之島自然保護官事務所 Tel 0997-85-2919

鹿児島県大島支庁総務企画課 Tel 0997-57-7215